【 総務部 】

|  |  |
| --- | --- |
|  件 　名 | 個人情報保護条例の解釈について |
|  申立概要【受理5.4.24　　 5.4.27】 | 府教育委員会（以下「府教委」という。）が申立人の法定代理人の意思を確認せず、第三者に申立人や家族の個人情報を本人の同意を得ず提供した件について、府教委の事務の進め方や説明に疑問があるため、京都府個人情報保護条例（以下「条例」という。）の所管課として、政策法務課に条例の正しい解釈を示してほしい。 |
| 　確認事項【通知5.6.21】 | 　政策法務課は、個人情報に係る府教委の事務の進め方及び個別具体の案件の対応についての評価を行う立場にはないので、条例の規定の趣旨に限って回答するとしている。1. 条例は、実施機関が管理する個人情報について、目的外利用・提供はしないことを原則とし、例外的に目的外利用・提供ができる場合を限定的に定めており、その例外の一つが、当該個人情報の本人の同意があるときであり、本人が未成年の場合は、当該未成年者の法定代理人の同意があるときとなること。

　目的外利用・提供の対象となる文書に、親本人とともにその未成年の子どもの個人情報が含まれている場合は、当該子どもの法定代理人としての同意も必要であること。1. 条例第７条に規定する制限を付すこと等の必要性及びその内容は、当該実施機関が個別具体に案件に応じて判断することになること。

また、目的外提供が必要となる場合には、様々な場面があり、そのため、条例上、一律の手続は定められておらず、実施機関が個別具体の案件に応じた方法で対処することになること。 |